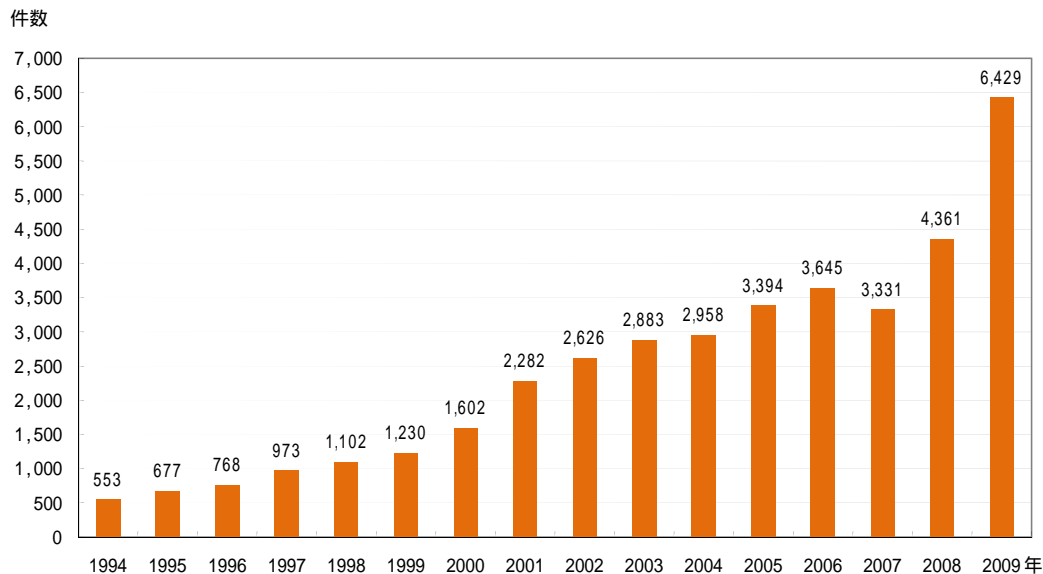


3 少年保護事件付添援助制度の利用件数(全国)の推移

下記のグラフは、少年保護事件付添援助制度を利用して、少年保護事件の付添人を受任した件数の推移である。被疑者段階で少年事件を受任した弁護士が、少年の家裁送致後に少年保護事件付添援助制度を利用して改めて付添人に選任されるケース、家裁送致後に当番付添人として出動し、援助制度を利用して付添人に選任されるケース、家裁送致後に家裁が弁護士会に対し援助制度の利用による付添人のあっせんを要請し、選任されるケースがある。最近の付添人選任数の増加は援助制度の充実によるところが大きく、私選付添人の大半が援助制度を利用している。

なお、本制度は、財団法人法律扶助協会が運営していた制度であったが、2007年3月末日に財団法人法律扶助協会が解散したことにより、少年保護事件付添援助事業として、2007年4月1日からは日弁連が運営し、2007年10月1日からは日本司法支援センターに業務委託されている。



- 【注】1. 1994年～2006年の数値は、財団法人法律扶助協会の実績件数による。
 2. 2007年の数値は、2007年4月～9月の日弁連における援助実績件数（2008年3月末日時点調べ）と同年10月～翌年3月の日本司法支援センターにおける開始決定件数の合計数。2008年以降は、当該年4月～翌年3月の日本司法支援センターにおける終結件数の合計数。2006年以前は、財団法人法律扶助協会の実績件数である。